

2018年6月吉日

殿

中小企業家同友会全国協議会

会長 広浜泰久

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F

電話 03(5215)0877(代) FAX 03(5215)0878

URL <http://www.doyu.jp>

2019年度国の政策に対する 中小企業家の要望・提言

中同協の概要

- ・中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は47都道府県にある中小企業家同友会の全国組織
- ・創立：1957年4月、日本中小企業家同友会（現東京中小企業家同友会）として東京で創立
- ・全国協議会設立：1969年11月
- ・会長：広浜泰久（株ヒロハマ 代表取締役会長）
- ・会員数：4万6千名（企業経営者）
- ・会員企業規模：平均従業員数約30名、平均資本金1,500万円
- ・中小企業家同友会は経営者の自助努力による経営の安定・発展、経営者自身の成長、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています

中小企業家同友会の3つの目的

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

目次

はじめに

2019 年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

1. 中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現すること…………… 3
2. 中小企業・小規模企業の継続・発展のための税制を…………… 3
3. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化…………… 9
4. 東日本大震災からの復興を推進し、
大震災の教訓を生かし地域密着で防災対策を進める…………… 11
5. 円滑な資金供給と「経営者保証に関するガイドライン」の活用推進を… 13
6. 公共事業の中小企業発注の拡充と
公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を…………… 15
7. 中小企業が活躍できる
環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築…………… 17
8. エネルギーシフトで
原子力・化石燃料に依存しない持続可能な社会を創造する…………… 19
9. 中小企業を取り巻く採用と教育環境の重視…………… 21
10. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために…………… 22
11. 女性の企業家を増やし、事業を維持発展させるために…………… 26
12. 清潔な政治・行政の確立と
武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄…………… 27
13. その他…………… 27

はじめに

私たち中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は、1969年（昭和44年）設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を是正することに努め、1973年（昭和48年）以降毎年、国の政策に対する要望・提言を、政府各機関とすべての政党および国会議員にお伝えし、懇談を積み重ねて参りました。

私たちは2003年から、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業政策を産業政策の柱とする姿勢に転換する「中小企業憲章」の制定を提言してまいりました。そして、2010年6月に「中小企業憲章」が閣議決定されました。私たちはこの画期的な憲章の具体化と活用を期待します。

中小企業経営がいま望むことは、安全・安心の社会と国民の安定した消費購買力をつくり、国内市場の安定的拡大を図ることです。私たちは、この課題に震災復興と結びつけて取り組むことを望んでいます。

私たちは、自らの基本姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、日本経済と中小企業が発展できる環境をつくるために以下のような経営環境を求め、行動するものです。

関係各位のご協力、ご支援を要望します。

中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

私たちは、中小企業としてできる協力・提案と基本姿勢について次のような認識に基づいて責任ある要望と政策提言を行います。

- a) 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- b) 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型中小企業づくり（①お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、②労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）をめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- c) 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- d) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エネルギーシフトによる仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- e) 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人材育成と次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づいてここに政策要望・提言を提出する次第です。

2019 年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

1. 中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現すること

(1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望する。

① 中小企業憲章を国会決議していただきたい。

② 中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めるため、首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置する。

③ 中小企業担当大臣を設置する。一億総活躍担当大臣を設置したような俊敏な設置を要望する。

④ 中小企業庁を中小企業省に昇格させる。

(2) 政府が閣議決定した中小企業憲章の理念の実現と政策の具体化のために、毎年、中小企業重視計画と実現事項の検証を行うことを要望する。EU が欧州小企業憲章を制定後、毎年各国の中小企業重視計画と実現事項を検証していることが参考になる。また『中小企業白書』に、中小企業憲章に関する章やその進捗状況に関する項目を設ける。

(3) 中小企業憲章を国民各層に根付かせるため次の方策を提案する。

① 政府は、閣議決定した中小企業憲章に関して一般国民に対して説明し啓蒙する責務がある。中小企業憲章を推進するメッセージを発信し、メディアを活用し、「政府広報」などで中小企業憲章の周知・広報のキャンペーンを展開する。そのためにも 6 月に「中小企業の日」や「中小企業月間」を設ける。

② すべての省庁や地方自治体への周知に努めるとともに、公務員の研修等でも中小企業憲章をテーマに取り入れることを促す。中小企業庁が発行する「中小企業施策総覧」や「中小企業施策利用ガイドブック」の冒頭に中小企業憲章を掲載する。これは中小企業憲章の理念と施策の関係を示すことであり、中小企業政策全体の理解を深めることにつながる。

③ 学校教育において中小企業の経済的・社会的役割を学ぶ機会を充実させる。例えば「地域を支える中小企業事例集」を作成し、学校や大学で副読本・教材として活用できるように提供する。これは生徒・学生の仕事観・労働観を育てることにもつながる。また中小企業憲章をマンガ形式で解説した冊子を発行し、中小企業憲章に対する理解を国民各層に広げるなども考えられる。

2. 中小企業・小規模企業の継続・発展のための税制を

(1) 2018 年度税制改正における問題点

2018 年度税制改正については、2017 年 12 月 14 日、与党「平成 30 年度税制改正大綱」が公表され、同 22 日には、「平成 30 年度税制改正の大綱」として閣議決定された。そこでは、これまでの政府によるデフレ脱却と経済再生政策の成果を掲げるとともに、この経済の成長軌道を確認可能なものとするため、「生産性革命」と「人づくり革命」の断行をいう。そしてこれらを具体化するための施策として、2018 年度税制改正において、働き方の多様化等の観点から個人所得課税の見直し、デフレ脱却と経済再生に向けた賃上げ・生産性向上のための税制上の措置、地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置、さらに、中小企業の事業承継税制の拡充をその柱とする改正を行うという。

しかし、政府はデフレ脱却と経済再生政策の成果をいうものの、国税庁によれば、2016 年度の

法人企業の黒字申告割合は 33.2%に留まる。そこでは黒字申告割合を 6 年連続上昇ともいい、確かにここでは景気が上昇している実態を否定することはできない。しかし、これらはいずれも強い者がより強くなったに過ぎない。巨大企業の内部留保利益がクローズアップされているのもこの証左である。逆説的にみれば約 67%の法人が赤字であり、この傾向は中小企業・小規模企業に傾斜的に高まる。2018 年度税制改正には、中小企業・小規模企業がわが国の経済を支え、牽引する力であるという中小企業憲章の視点がなく、中小企業・小規模企業は数多くの困難に晒されて経済的弱者であるという現実が欠落しており、中小企業・小規模企業が社会の主役として日本経済を強くしていくという視点が欠如している。日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業・小規模企業の役割を正當に評価し、豊かな国づくりの柱にすえる税制とはいかにあるべきかという視点が決定的に重要である。

例えば、「生産性革命」と「人づくり革命」の推進をいうが、慢性的な赤字に苦しむ中小企業・小規模企業にとって、これらは果たして現実味のある内容なのであろうか。豊かな国づくりは、中小企業・小規模企業から発信される。政府は、「生産性革命」と「人づくり革命」により、企業収益が拡大し、これが雇用の拡大・増加や賃金の上昇へとつながり、ひいては消費の拡大等、経済の「好循環」に結びつくことを前提に、法人税の徹底した減税を目論む。しかし、これまでもこのようないわゆるトリクルダウン理論は現実のものとはならなかった。

税制改革においては、経済活力の源泉である中小企業・小規模企業が、その力を思う存分に発揮できるよう、さらには新規起業を促すよう、そして中小企業・小規模企業のセーフティネットを整備し、安心を確保できる内容も、同時に織り込むことを強く要望する。

(2) 消費税について

①消費税制の再構築を～10%引き上げ凍結、軽減税率並びにインボイス導入白紙もしくは凍結を

消費税率は、2019 年 10 月から 10%への引き上げが予定されている。政府は景気の上昇をいうものの、国税庁は全法人の約 67%が赤字法人という。この赤字傾向は、ことさら中小企業・小規模企業に傾斜的に高まる。同様に国税庁は、消費税の新規滞納発生額 3,758 億円（平成 28 年度、国税のみ）、滞納国税全体の 60.4%ともいう。これは政府が予定する税の転嫁が出来ず、赤字であるにもかかわらず、事業者自らが負担せざるを得ない現状を明確に現している。つまり現状の消費税制は、本来予定する間接税としてまったく機能しておらず、ことさら中小企業・小規模企業にとって過酷な税制としての実態がある。政府の掲げる経済再生を最優先するのであれば、やはり景気動向を慎重に見据えたうえでの引き上げでなければならない。現状の景気動向からすればこの引き上げは当然に凍結すべきである。わが国経済を支える中小企業・小規模企業にまで、景気上昇が実感されるまで凍結しなければならない。

また、消費税率 10%への引き上げに当たり、「軽減税率」の導入がいわゆる。そもそもこの軽減税率の導入は、逆進性の緩和をその導入理由とするが、諸外国の例をみても、その効果は何ら保障されるものではない。また、**軽減税率が導入されれば、その事務負担は膨大なものとなる。そしてこの事務負担も、ことさら中小企業・小規模企業に傾斜的に重いものとなる。現状の消費税に伴う事務負担だけでも中小企業・小規模企業にとっては十分重いものとなっていることも踏まえ、これ以上の事務処理増加を求める措置は導入の白紙もしくは凍結にすべきことを要望する。**

なお、これほどの規模の滞納が恒常化している消費税制は、根本的に欠陥を伴う税制としか言いようがない。消費税率 2 桁台への実現の前に、導入からこれまでの経験・実績を踏まえ、**わが国の実態に合致した消費税制構築に向けた再検討を強く要望する。**

② 免税水準および簡易課税制度は現状維持のまま

事業者免税点は現在 1,000 万円であり、また簡易課税の適用水準は 5,000 万円とされている。この事業者免税点制度及び簡易課税制度は、消費税相当額を価格へ完全に転嫁できない中小企業・小規模企業の税負担や事務負担を考慮して設けられた制度であり、いわば中小企業・小規模企業のセーフティーネットとして存在する。

消費税率 10%への引き上げに伴い「軽減税率」の導入が予定されている。この「軽減税率」の導入に当たり、これに対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の導入も予定されている。この制度のもとで事業者は「**適格請求書発行事業者**」としての登録が要請される。この制度は適正な消費税転嫁を目的とするものといわれるが、同時に**免税事業者の市場からの排斥、簡易課税制度の廃止にもつながりかねない**。これまで政府は、「益税」を根拠にこれら制度を縮小してきた。免税水準の引下げ、簡易課税の適用水準の引下げはもとより、これら制度の廃止は、中小企業・小規模企業の負担を増大させ、とりわけ未だアベノミクスの効果を受けていない中小企業・小規模事業者においては、その効果をより遠ざける機能しか持ち合わせておらず、「強い経済」を取り戻すことに逆行する。**中小企業・小規模企業を支援し「強い経済」を取り戻すため、そして新規企業の育成のためにも、適格請求書等保存方式導入はもとより、実質的な免税水準並びに簡易課税制度が、現状維持のまま機能する制度の構築を要望する。**

③ 消費税の免税水準及び簡易課税の適用売上は事業年度終了時で判定する

現行消費税法は、原則として 2 事業年度前（基準期間）の売上高により免税事業者となるか、また簡易課税制度を選択できるかを判定している。この 2 年前の業績により今年度の取扱いが判断されるという矛盾を解消すべく、例外的に資本金 1,000 万円以上の法人は、設立後直ちに課税事業者となる手当てがなされている。また、前事業年度の課税売上高が 6 ヶ月で 1,000 万円を超えた場合も課税事業者となる。しかし、これは起業意欲を減退させるばかりであり、基準期間による判定という矛盾の抜本的な解決策とはならない。むしろ、決算終了時に課税事業者か免税事業者か、あるいは簡易課税適用事業者か否かを判定する方がより公平であり、滞納の発生し難い制度となる。よって、**事業者免税点制度や簡易課税制度の適用にあたっては基準期間制度を廃止し、当該事業年度時点で判定し、確定申告書提出の際、選択することができるよう要望する。**

また、2012 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から、いわゆる 95%ルールが見直され、課税売上高 5 億円を超える場合、仕入税額が全額控除できず、非課税取引分に対応する仕入税額は控除できないこととなった。この 95%ルールは現行消費税制に不透明性をもたらし、とりわけ大企業に対し益税をもたらすものであることから、消費税制度導入当初から見直しを求める声が多かった。逆に中小企業・小規模企業においてはその事務負担の煩瑣から存続を求める声が大きかった。それゆえ現在課税売上高 5 億円以下の事業者には適用されないこととなっている。しかし、この 5 億円という基準は中小企業・小規模企業にとっては決して高い水準とはいえない。また卸・小売業とサービス業とが、業種の違いを加味せず同じ水準であることも不合理である。よって**課税売上高適用水準は少なくとも 50 億円～100 億円にまで引き上げるべきである。**

(3) 事業承継税—親族以外の事業承継について一段の税制措置を

2018 年度（平成 30 年度）の事業承継税制は、従来から同友会が求めていた「現実的で使いやすい事業承継税制に」という要望にほぼ応える内容になっている。中小企業家同友会は、日本経済の主人公としての中小企業を位置づけ、地域経済、国内経済を真に支え展開するために、事業承継についても「売ることのできない株式」や、事業用資産についての株式の評価減、相続税の免除等

を要望してきた。それに対して展開されてきた事業承継税制は、一定のパターンのみ認める、がんじがらめの使いづらいものであった。中小企業の現状からかけ離れたものであった。それが、少しずつ改善されてきたが、2018年度改正は、与党税制大綱の「高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上は、待ったなしの課題となっている」という認識で、10年間という期間は限定しているが、中小企業の状況を踏まえた税制措置になっている。従来対象株式数が全体の3分の2、かつ猶予割合が80%であったものが、議決権株式すべてを対象に、100%の猶予をするように、つまり対象の株式について無税とすることになった。また、贈与者は、親族にかかわらず、第三者でもよく、後継者も親族について3人まで可能ということになった。

税制適用後についても、現状の人材不足が考慮されて、一定の条件は付くが、5年間で平均8割以上の従業員の雇用要件も、未達成でも条件の継続ができ、売却や廃業時の評価額も、贈与・相続時の評価ではなく、売却等した時の評価額で差額が免除されるという条件になった。

自社の営々と築いてきた努力によって納税もして、純資産をしっかりと確保してきたことが、株式の価格を高くして事業承継の大きな壁であったものが、大きく変わってその後の事業承継者の状況も配慮されたものになっている。しかしながら事業承継の立案、実行まで長期の時間を要することを考えれば10年という期間限定は撤廃すべきであり、さらに中小企業憲章の理念を考えれば10年経過後は納税を免除すべきである。さらに非上場株式譲渡の場合は総合課税ではなく分離課税とすることを検討すべきである。

しかし、中小企業庁のアンケートによると、「事業承継者がいる」または「後継候補あり」と答えた69%の企業のうち33.4%が親族以外の後継者を想定している。**親族以外の第三者が後継者の場合では株式贈与もしくは相続というのはあまりケースとしては考えにくい。また、親族の後継者がいない場合、相続で株が散逸して事業継続に問題が起こる場合が多く、そのため、会社法で相続人に株式売渡請求をできるようにしているが買い取りになるケースがほとんどであろう。この場合においても円滑に事業承継を行うには贈与や譲渡においてもこの事業承継税制と同様に適用されることが必要である。もう一段の措置や再検討を強く要望する。また、平成21年制度創設から平成28年3月末時点での経済産業大臣の認定件数は、贈与税626件、相続税894件となっているが、すでに認定されている企業にも今回の改正が適用されるようにすること。**

また、事業承継制については、株券の担保提供もしくは株式の質権設定が必要だが、その担保・質権設定額には利子税(利息相当額)が加算され、納付義務が発生する。事業承継者には猶予不適當になった場合のリスクが大きく、利子税(利息相当額)についての免除措置もしくは廃止などの措置を要望する。加えて、農地の相続税猶予制度には、その土地で20年間農業を継続した場合は免除される制度があるが、事業承継税制についても同様の制度を検討すべきである。

そもそも中小企業の「取引相場のない株式」が、市場の取引を前提にして評価される必要があるのであろうか。事業の清算や、売却などの一定事由で、残余財産の分配に相当する配当を所得に算入して、個人所得課税において総合課税を実施すればよいのではないだろうか。とりわけ、営業を継続しているときの通常の評価であっても、例えば配当を株式の額面価額の3%以下であれば、常に額面価額での評価を認め、相続時でも同じような評価を採用することが認められるべきである。

(4) 法人税について

①負担能力に応じた税率の構築を

中小企業を、中小企業憲章が示す日本経済の主人公、地域経済・国民経済の柱と位置づけ、多

様性と活力が発揮できる税制を構築することを要望する。**大企業の実際の税負担率を調査し、公表を求める。**法人税・法人住民税・法人事業税の法人三税の負担率は、資本金 100 億円以上が 14.41%、資本金 10 億円以上 100 億円以下が 27.34%である一方で、資本金 1 億円以下が 34.97%、資本金 5,000 万円以下 34.24%、資本金 1,000 万円以下が 30.04%（それぞれ 2013 年 3 月期・プレジデント 2015 年 4 月 13 日号・富岡幸雄氏）といわれる。ここでは**中小企業には一部軽減税率が適用されているにもかかわらず、大企業よりはるかに高い税負担率となっている。**速やかにこの歪みを是正し、応能負担を原則とし、そこに財源を求めるべきである。中小企業の現状を考慮して、**恒久的な措置として所得 1,500 万円まで 11%（資本金 1 億円未満）の中小法人税率の導入を提案する。**

②欠損金の繰越控除制度の限度額引き下げは中小企業に適用させないこと

欠損金の繰越控除の限度額を作り、その 100%の活用をさせない制度は、中小企業の経営を崩壊させ、地域と国民経済の活性化を奪うことにもなる。欠損金の繰越控除制度の限度額引き下げを中小企業に適用させないよう要請する。

③役員報酬、役員賞与の損金算入は、実態に合わせて柔軟に適用する

役員報酬は、事実上「原則損金不算入」の状況に変わりはない。社会的に通常行われ、慣習的に認められてきた適法な様々な形態の役員報酬や賞与の支払いが事実上認められず、また激変する環境に素早く対応しようとしても税法が足かせとなり、企業の自主性を阻害することになる。本来、このような干渉を税法がするべきではない。役員報酬の規制は実態に合わせて柔軟に対応すべく変更を求める。

(5) 所得税課税について

①基礎控除を含め人的控除の抜本的な見直しを

平成 30 年度税制改正で基礎控除の 10 万円の引上げが盛り込まれた。平成 29 年度税制改正では、配偶者控除の一部制限と配偶者特別控除の拡大が行われた。生活保護基準より低い課税最低限は、景気対策だけでなく、わが国憲法の保障する生存権（憲法 25）の税法的表現として問題である。基礎控除を、2 倍以上に引き上げることを基本に人的控除の見直しを図るべきである。

また、所得 2,500 万円で基礎控除が 0 円になる制度が導入されている。本来基礎控除は人権として保障されるものである（憲法 13 条）。高額所得者に応分の負担を求めることと、性格を異にすることであり、反対である。

②子育て支援について

ここ数年、教育資金の贈与の非課税制度、結婚・子育て資金の贈与の非課税制度の創設が景気対策の一つとして進められた。子どもの育成を進めるのは、「公」の役割であることを改めて確認する必要がある。高等教育に掛ける公的支出の GDP 比が OECD 諸国で最低であることなど、子どもの教育費などの将来不安が少子化の一因であることは否定できない。贈与税の非課税制度では、格差の拡大・連鎖につながりかねない。**子育て、教育全体に対する総合的な政策とすべきである。当面、廃止されている年少扶養控除の復活、拡大を要望する。**

③給与所得控除について

ここ数年給与所得控除の上限が連続的に引き下げられ平成 30 年度の改正では、年収 850 万円を超える場合 195 万円に引き下げが行われている。中堅所得者に対しての増税になっている。**給与所得控除全体の大幅な縮小には反対である。**現在の給与所得控除は、必要経費控除だけでな

く、勤労控除（労働力の価値）ほかの要素も含まれていることを考慮すべきである。**給与所得控除を縮小することは給与所得者の可処分所得を減少させ、消費拡大に逆行することになる。**

(6) 地方税制について

①事業税の外形標準課税の拡大をしてはならない

法人税の実効税率を引き下げのための財源として、外形標準課税の拡大が進められている。2015年・2016年の税制改正で外形標準課税の割合を法人事業税の所得割を引き下げ、付加価値割・資本割を引き上げるといふ、高利益企業には減税効果をもたらす改正があった。

外形標準課税は、人件費にその負担を求めるものであり、人件費比率の高い中小企業にとって負担の増加は明らかである。この税制導入は「応益負担」がその根拠とされている。「人件費」の割合の大きい企業は、雇用を生み出し、地域経済を支えている。地域へ「利益」を与えることはあっても「利益」を受けているとして課税負担の増加を求められることには理解できない。赤字企業であっても、雇用を維持しているかぎり、その地域の経済活動に貢献しているのである。**雇用を課税対象とするのであれば、雇用を減らすことが企業経営としては選択肢になってしまう。雇用を減らすことを奨励する税制が、地域にとって利益をもたらすことなのかと問いたい。**

中小企業の育成のため、地域経済を守るために外形標準課税の中小企業への拡大は、絶対にすべきではない。

②固定資産税は、担税能力に応じて抜本的に見直すこと

固定資産税は、不動産の売却価額を基礎としてその評価額を算定している。収益力や担税力に依拠していない固定資産税の増税が滞納と差押え件数の激増を招いている。中小事業者は経営状況の激変で、競争激化と空洞化の狭間にあり、事業用不動産の税負担が重くのしかかっている。固定資産税課税の基本的な考え方を売却価額から収益力、担税力に応じた課税方法を見直すべきである。

③償却資産税等の免税点を基礎控除とし、その金額を倍程度に引き上げること

償却資産税は免税点を超えるといきなり免税点以下の資産まで含んでその納税額が発生する。また、免税点そのものが、1991年に150万円になって以来変わっていない。このような不合理を解消すべく、免税点方式ではなく基礎控除方式とすべきである。また、その金額も現行免税点の2倍に引き上げるべきである。

④中小企業の欠損金の繰戻し還付制度を創設すること

法人税においては、繰越欠損金の繰戻し還付が認められ、黒字決算で納税した次年度、赤字を計上した場合、還付が受けられている。担税力に応じた、納税を求める制度にすべきである。

⑤個人住民税の累進課税化の復活

2007年より、個人住民税は一律10%にされた。これは低所得者に対して負担が大きくなっており、高齢化が進む中で購買力の低下と滞納を生じてきている。担税力に応じた制度に復活すべきである。

⑥森林環境税の導入について

平成30年税制改正で平成36年から住民税均等割として1人1千円の**森林環境税の創設がされている**。森林の保護そのものに異議を唱えることではないが、議論もあまりされない中での、均等割での課税は、**将来住民税の人頭税化に繋がらないか、危惧を持つところである。**

(7) 納税環境の整備について

①国税通則法の目的を明記し、「納税者権利憲章」を早期に成立する

②税務行政手続きに関する規定を法定化する

- A) 税務調査手続が法定化された。これにより税務調査手続の一定の透明性は確保されたものの、一方、調査職員にとって煩雑な作業となった。この煩雑な作業を回避するため「お尋ね」などといった行政指導が今まで以上に行われている現状がある。さらにこの行政指導という名目のもとで、実質的な税務調査が行われている実態もある。国税通則法に税務調査手続が法定化された趣旨に立ち返り、税務調査と行政指導とを明確に区分し、実施すること。
- B) 政省令及び通達の制定改廃に当たって、予めその制定改廃過程を公表するとともに、納税者の意見を十分に反映させること。
- C) 税務行政庁が発信する通達は、全て公開する措置を講ずること。

③政府税制調査会の構成メンバーに中小企業の代表を増員する

④共通番号制度について

「社会保障と税の一体改革」を理由に、共通番号制度が施行されている。そもそも世界の現状を眺める限り、この番号制度では、プライバシー漏えいの脅威となりすまし犯罪の多発が懸念される。この共通番号は、今後、民-民-官での利用を前提に、様々な場面での利活用が予定されている。プライバシー漏えいの脅威となりすまし犯罪問題はもとより、これの収集・管理が求められる企業側も膨大な負担・リスクを背負うことになる。これら諸状況を勘案し、この番号制度利活用は、必要最小限に留めておくべきである。

3. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

(1) 中小企業の新たな仕事づくりのため、官民が協力して必要な市場・産業を生み出す「**需要創出のための中小企業会議（仮称）**」を広範な中小企業の参加で設置する。人口減少下で内需が縮小する中であっても、地域が持続的に成長するためには、外需の獲得に向けた地域の未来投資が必要である。地域の大学や試験研究機関などを効果的に連携させ、中小企業の開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う産業人材育成を推進する。

(2) 中小企業の仕事づくりを自治体が推進できるよう次の支援策を提案する。

- ①自治体が地域資源を生かして地域の仕事づくりを進めるための「仕事づくり」交付金を創設する。中小企業庁においてトライアル発注制度の状況を初めてまとめた平成 28 年度「官公需における発注事例」が発行されているが、地方公共団体が講じているすべての事例を収集し載せることを検討する。新商品の販路開拓で困難をかかえる多くの中小企業を支援できるようにするため、バックアップ型トライアル発注制度の効果を増幅する次のことを実施する。
- 1) 産業労働局等のホームページ等において、広く PR される。
 - 2) 認定により、通常の競争入札制度によらない随意契約により行政の機関が認定商品を購入することが可能となる。
 - 3) 認定商品の一部を行政の機関が試験的に購入し（発注金額 100 万円以内）、評価する。
 - 4) 行政が購入した商品については、使用後の意見をフィードバックする。
 - 5) 認定事業者は、トライアル発注商品又はその包装もしくは容器に、トライアル発注商品認定マークを表示することができる。
 - 6) 県融資制度『新事業展開支援資金』等の対象企業となる。
 - 7) 「産業見本市出展補助事業」等において、通常補助率が 2 分の 1 であるのに対し、認定商品の PR のための出展である場合は補助率が 4 分の 3 となる（上限 30 万円くらいまで）。

8)「産業見本市出展補助事業」等において、国外の見本市に出展する際のカatalog等作成経費の2分の1を補助する(上限10万円くらいまで)。

- ②特定中小企業等優先発注制度を創設する。岡山県などで実施されているITベンチャー企業等に対して役務を優先的に発注することができる制度を創設する。なお小規模な工事については、参加者を自治体内の中小企業者に限定した入札を実施する。
- ③自治体の大企業誘致に偏重した地域産業政策を改め、たとえば地域経済活性化のため地元中小企業を成長させる手法として、米国の地方自治体で実績を上げている「**エコノミックガーデニング政策**」(地域経済活性化のために地元の中小企業を成長させる新手法。地域内連携により中小企業が長生きして繁栄するようなビジネス環境を創出する)等を取り入れる自治体を支援する。
- ④指定管理者制度では、中小企業振興基本条例に規定するなど地元のニーズや事情に精通する地元中小企業やNPOの参入が十分配慮されるよう自治体への啓蒙・支援を進める。
- ⑤各自治体で立地適正化計画の策定が進められているが、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携、民間施設誘導など、立地適正化の対象にならない地域における資産価値の減少などが懸念される。また、経済や生活に関する影響が大きい。地元中小企業の声を聴き、住民参加で策定されるよう支援する。
- ⑥今年の政策では「地域未来牽引企業」約2,000社を公表し、3年でGDPを5兆円増大させるとしているが、こうした企業は自ら成長環境を整えていくものである。地域経済に対する経済的波及効果を及ぼすことができるのは「域外から稼ぐ力がある企業」であり、そのような企業に育て上げることが焦眉の課題である。「地域未来牽引企業」の基本スキームと同じ枠組みで、「域外から稼ぐ力がある企業」約10,000社をリストアップして、地域経済振興に資すること。
- ⑦自治体が地元中小企業の実態や得意分野・技術など調査・把握し、海外も含めて積極的に販路開拓支援をする「自治体セールス」を実施する自治体を支援する。また、自治体間連携による中小企業支援においてマッチング事業で成果を上げる。例えば、神奈川県・川崎市と静岡県・富士宮市は「産業連携に関する基本協定(2017年5月)」を締結し、地域を越えてビジネスマッチングの支援を展開し、成果を上げている。

(3) 海外展開・進出、撤退までに取り組む中小企業を支援するため次のことを要望する。

- ①国は中小企業の海外展開に力を入れるとしているが、日本貿易振興機構(ジェトロ)の人員と機能を強化・拡充し、中小企業の海外展開支援を中心業務とした機関とする。**中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業として新たに海外展開をめざす中小企業を対象に、海外展開計画の策定を支援**する。現在、1件あたり140万円上限(補助率:2/3)を280万円とすること。
- ②政府各省庁をあげて中小企業の海外展開のための現地の法律・税制・市場に通じた専門家活用への支援、海外見本市・展示会の拡充など進めること。中小企業の製品を紹介する英語版サイトを開設し、海外からのアクセス分析とマッチング支援に取り組むこと。**現地企業の的確な信用情報が得られる態勢を整える。**
- ③テロ情報に接する中、中小企業の場合もセキュリティ対策に力を入れたい。ただし、負担は大きなものになるので、リスク負担の一部を国として支援する。

(4) 国は地域経済の抜本的な再構築を宣言し、地域の中小企業と住民の協力を得ながら総合的の地域産業政策を図るために自治体に対し、**中小企業振興基本条例又は地域産業振興条例を制定・改定し、中小企業を中心とした地域振興の基本理念の確立と支援体制・予算措置の強化を図ることを促す。**現在、47都道府県中、45道府県が、289市区町村(217市17区49町6村)が制定している(2018

年5月2日)。

- (5) 地方自治体で拡大している小規模業者登録制をさらに普及し、小規模工事を地域中小建設業者、官公需適格組合に随契発注して地域の仕事を増やす。地域の中小建設業、官公需適格組合の仕事確保、育成につながるため、随意契約制度の良さを積極的に活用する。
- (6) 観光の価値を医療・介護予防の観点から評価し、観光振興をユニバーサルツーリズムの視点から振興をすすめる。中小企業におけるインバンド需要の取り込みの支援を拡充するとともに、新たな観光産業の育成をめざす。
- (7) ニューツーリズムの振興をめざすこと。ニューツーリズムとは、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態である。活用する観光資源に応じて、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光等が挙げられ、旅行商品化の際に地域の特性を活かしやすいことから、地域活性化につながるものである。
- (8) 2019年度をメドに特許庁は中小企業の特許費用を半額にするとしているが、確実に実施すること。平均40万円が20万円になり、主要国の中で最低水準となるが、審査手続きも簡素にする。試験研究機関や高等教育機関に保有されている「死んでいる知的財産」を活かして中小企業家が事業化するため、コーディネート役や金融機関も活用した総合サービス機関をつくる。
- (9) 地域経済の発展、地域コミュニティづくりに大きな役割を果たしてきた商店街の多くが存亡の危機にさらされ地域の衰退が危惧されている。街づくりの主体者は商店街、中小企業、地域住民であることを明確にし、商店街における中小小売業の事業活動の機会を適正に確保することを基本ルールに据える。大規模小売店舗の立地規制についても強化の方向で再検討をする。
- (10) 大企業の事業所の突然な、あるいは、一方的な撤退・移転は地域経済に甚大な影響を与える。そうした工場移転、閉鎖などにあたっては、その計画段階から地元の自治体・地域代表者と協議するというルールを制度化する。また、10年以内に撤退・縮小した場合は、国や自治体が誘致のために負担した補助金など公共経費と事業所税・固定資産税などの減免措置相当分を返還するというルールを制度化する。
- (11) 第4次産業革命など技術革新としてAIやIoT、ICTなど利活用をすすめるようとしている。このような**技術革新への対応や対策における中小企業への支援を図ること**。

4. 東日本大震災からの復興を推進し、大震災の教訓を生かし地域密着で防災対策を進める

- (1) 東日本大震災の教訓を活かし、**安全・安心の防災体制を築くとともに、防災型・地域再生型の社会資本整備と地域が自活できる地域分散型エネルギーシステムづくりが推進されなければならない**。また、被災地の復興では、地域経済の自立的な復興を支援し、コミュニティの再生を含む住民の住まいと暮らしの再建を重視した「人間らしい生活の復興」の理念が据えられ、新しい都市復興計画を中小企業や地域住民の参加で策定し、すみやかに取り組む。
- (2) 上記の理念と内容を実現するために県被災地自治体は東日本大震災からの復興再生を明記した「震災復興基本条例」を制定する。また、条例は、事業者が災害が発生した場合において事業の継続又は早期の再開ができるよう、あらかじめ、必要な措置を行うよう努めるものとするなど規定する。事業者等による災害予防対策として、防災訓練等の実施等の他、帰宅困難者の身の安全を確保するとともに、要救助者の生存率が比較的高い期間に、救出・救護活動や緊急物資の輸送等の災害応急対策を優先させるためには、一斉帰宅を抑制すること。

- (3) 自治体がすべての中小企業の現状と課題を把握し、的確な施策を実施するための基礎的なデータを整備する悉皆調査（全事業所調査）を推進する。調査に掛かる費用等について国は支援し、自治体職員が地域の実態を知る機会とするとともに、大学生・院生等を調査員として雇い、中小企業と地域に関心を持つ教育的機会とする。
- (4) 被災地における既存企業の業態革新、新分野展開、新産業、地域に必要な起業、雇用拡大のための制度をつくる。調査などから雇用創出のヒントをつかむ。例えば、公営住宅等の低料金での提供とインキュベータ施設・店舗の提供などにより、若者の創業のリスクの低減を図る。
- (5) 災害公営住宅の建築計画ではこれまでの経験を十分に検討し、地域の生活、風土や伝統を踏まえたものにし、構造は鉄筋コンクリートに限らず、木造なども視野に入れること。これらの仕事は、地元の中小建設業に優先的に発注する。
- (6) 被災地における人材不足、人件費の高騰などが深刻な問題となっている。その解決のため、特に県関係者においては働き手の県外流出を食い止め、県外避難者が戻りやすい環境づくりの特区制度を活用して行う。例えば、**税、社会保険・労働保険料などの負担軽減、Uターン希望者に対する就業支援を行うこと**など。
- (7) 早急に政府の責任において中間貯蔵場所をつくり、東京電力福島第一原発の汚染水や除染ゴミなどを運びこむことと、放射能廃棄物について処理技術の確立をめざす。除染を行うこと、除染技術を確立していくことは、国土を回復するという問題として捉え、あらゆる政策を動員して取り組む。廃炉や除染技術の研究施設を福島につくり、世界の科学技術者を総動員して問題の解決に向かう。
- (8) 東日本大震災以降、日本列島は本格的な地震の活動期に入ったといわれ、首都圏直下型震災等は高い確率での発生が予想されている。中小企業が大災害に被災しても、企業の再開と事業継続が迅速にできるよう防災・事業継続支援体制を早急に確立するために次のことを提言する。
- ①東日本大震災では、津波などで被災事業者が事業所・工場の設備・施設だけでなく、企業の帳簿類や保有データなどすべてを失う事例が目立った。そのような被災企業の事業再開・再建は困難を極め、各種救済制度への応募・申請書類の作成でも多大な時間と労力を要した。したがって、平時から企業情報・データを安全な場所へ自動的に保管できるシステムを安価に提供する。たとえば、民間業者が行う同様のサービスに補助して、安価に利用できる制度を創る。
 - ②**中小企業の「防災マニュアル」や「事業継続計画（BCP）」の策定支援、防災訓練支援を強化**する。また、専門家に相談できる制度を創設する。
 - ③災害時に被災中小企業が迅速に事業再開できるように広域の中小企業間などで相互連携・融通できる協定を結ぶことを促進する施策を企画する。中古機械を相互に融通することも考えられる。
- (9) 政府は、自治体に呼びかけ、地域の中小企業が参加する地域防災計画・防災協定の締結を促進する。たとえば、**地域の中小企業と防災協定を結び**、大災害時の避難場所・飲食料の確保や救助活動、啓開活動、がれき撤去などに迅速に対応できる体制を早急に構築する。また、中小事業所を地域の防災拠点とするため、飲食料の備蓄や自家発電設備の設置、備蓄倉庫の設置、津波避難ビル化などを個々の事業所又は団体と協定を結びながら、計画的に進める。そのために自治体ごとの防災基本条例の制定を促す。
- (10) 今後、大震災は継続的に発生する可能性のあるものと想定し、復興庁は米国の緊急事態管理庁（FEMA）にならい、復興庁を災害への緊急即応機能を発揮できる官庁として強化し常設化する。
- (11) 発注政策を「地域密着型公共工事」に転換し、中小企業の仕事づくりにつなげること。
- ①笹子トンネル事故など公共施設の老朽化対策に財源、組織、人員を振り向け、社会資本の維持、

改善・長寿命化に地域中小建設業を活用する。

- ②首都圏直下型への防災・耐震計画をすすめ、公共施設の耐震化、避難路沿道建築物の耐震化、木造密集市街地の住宅耐震と延焼防止などの予算を増やし、執行にスピード化を図る。
- ③住宅の耐震化、省エネ改修、中古住宅の利用、木材利用、地域型住宅ブランド化など住宅の耐震性、快適性向上に補助金予算を増大させる。

(12) 欧米やアジアの主要都市に比べて立ち遅れている無電柱化を加速し、安全で快適な都市空間の確保、災害防止、景観向上を進める。ロンドンやパリの世界の主要都市が100%の無電柱化率に対し、日本はわずか1%であり、早急に少なくとも10%台に乗せるようにする。東京都は2017年9月、「東京都無電柱化推進条例」を制定し、都道府県レベルでは全国初となる条例を施行した。条例制定により強制力を備える形で無電柱化を推進する態勢を整えている。他の自治体でも「無電柱化推進条例」制定を勧め、無電柱化を加速することを促す。

5. 円滑な資金供給と「経営者保証に関するガイドライン」の活用推進を

(1) 「経営者保証に関するガイドライン」の活用を推進し、制度として定着させる。

- ①**人的担保（個人保証）に依存しない金融制度の方向性を明確に打ち出し、まずは『経営者保証に関するガイドライン』の周知徹底を図る**

中小企業憲章（2010年6月、閣議決定）には「金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす」と明記されている。個人保証に過度に依存しない金融制度の確立は、円滑な創業や事業承継、事業の拡大を進め、地域経済の振興を図る上で不可欠である。一方、「ガイドライン」の利用は広がりつつはあるもののまだ限定されている。「ガイドライン」の周知を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（平成29年12月改訂版）を普及する。また個別金融機関ごとの実績を公表するなど、さらなる活用促進を図ること。

- ②**専用のADR（裁判外紛争解決手続）を設けること**

「経営者保証に関するガイドライン」及び「Q&A」を重く受け止め、中小企業庁及び金融庁は窓口を設け、中小企業及び金融機関の相談・苦情・調停などに応じ、本格的な紛争解決方法として専用のADR（裁判外紛争解決手続）を設ける。当面、「全国銀行協会相談室」「あっせん委員会」の業務を拡大し、苦情処理手続および紛争解決手続等の実施を行う。

- ③**「個人保証共済制度」（「事業承継共済制度」）の検討を**

個人保証が事業承継の大きな障害になっているにもかかわらず、小規模事業者や自営業の多くが個人と事業の分離が難しい実態を考えると『経営者に関するガイドライン』の活用は限定的であることを免れない。この問題の解決には個人保証を代替する制度の導入が必要であり、「個人保証共済制度」または「事業承継共済制度」の創設、あるいは既存共済制度の改編が検討されるべきである。小規模企業にも使いやすように、個人保証が必要ない事業承継対応保証制度を創設すること。

(2) 責任共有制度の対象除外となる小口零細企業保証制度の上限が、1,250万円から2,000万円に引き上げられたが、さらに、保証限度額を大幅に増額すること。

(3) 信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき保証料率の引き下げなど中小企業ニーズに対応した施策の強化を進める。また、問題なく返済してきた借り手中小企業の**返済履歴（クレジット・ヒストリー）**を尊重し、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げる

など優遇措置を取る。返済履歴に「瑕疵」がある場合でも 10 年程度の経過とともに履歴から「瑕疵」を抹消する。さらに、保証協会に求償権の保証人として保証債務を負っている場合、事故後一定期間を経過したものは免責とするなど求償権の償却を進める。また信用保証協会が代位弁済している場合、その企業は完済しない限り市中の金融機関から一切の融資が受けられない。一定の条件を設けて融資を受けることが可能となるようにすること。

- (4) 中小企業向け貸出のうち、保証協会による保証付き貸出の割合が増えているが、**信用補完制度を利用できる金融機関を本来の使命からしても地域や中小企業、小規模企業とともに生きる地方銀行や第二地方銀行、信用金庫、信用組合等に限る**ことを提案する。
- (5) 環境貢献度合いによって利率を変更する（引き下げる）融資取り組みである環境コベナンツ契約を政府系金融機関・信用保証制度の融資・保証にも導入する。また、民間金融機関が環境コベナンツ契約を締結した案件には利子補給などで支援する。さらに、「環境配慮型私募債」の発行への支援も検討する。地域貢献や少子化対策など案件に対する支援についても同様の支援を検討する。
- (6) 各信用保証協会については各地方公共団体が監督事務を実施すると定められている。利用者と保証協会との間にトラブルが発生した場合、利用者が各地方公共団体に相談・苦情を寄せることができるよう窓口を設置する。また保証審査結果や保証料率について利用申込者に対して丁寧に説明すること。
- (7) 信用保証協会が金融機関に対し代位弁済したものについて中小企業に返済を求める「回収業務」のコストが保証協会にとっても負担となっている。一定期間を経過したものについては債権を放棄する仕組みを検討すること。
- (8) 「債権整理回収業に関する特別措置法（通称金融サービサー法）」の改正が論議されているが、取り扱い債権の拡大などを懸念する声も大きい。債務者保護を強化する内容で改正すること。
- (9) 2013 年 2 月 5 日に公表された「ABL（動産・売掛金担保融資）に積極的活用について」を一層の活用に結びつけ、中小企業の経営改善に資する取り組みとするよう広報する。
- (10) 信用保証制度は中小企業金融において大きな役割を果たしてきたし、現在でもその役割は小さくない。一方、中小企業、小規模企業を取り巻く金融環境がベンチマークの導入により大きく変化しつつある。金融機関を経由しない保証協会と企業の直接のやりとりの推進なども含め、中小企業政策全般の中での信用補完制度の望ましいあり方が議論されるべきである。
- (11) 人口減少やマイナス金利政策が続く中、地域金融機関の経営悪化が懸念されている。健全な地域金融機関の存在は、地域経済を維持・発展させる上で不可欠である。地位金融機関の金融仲介機能を強化させることを重視しつつ、マイナス金利政策からの脱却、金融緩和政策からの出口戦略の検討などが求められる。また地域金融機関の合併により 1 行独占状態が生じた場合、貸出金利の上昇など中小企業経営への影響が危惧される。1 行独占につながるような安易な合併は認めないこと。
- (12) **商工中金の今後のあり方が論議されている。不正融資それ自体は弁護の余地はないが、そのことと政府系金融機関の役割すなわち政策金融の是非の問題を混同してはならない。安易に完全民営化を進めるのではなく、中小企業憲章の理念に沿って今後の商工中金のあり方を論議するべきである。**
- (13) 一昨年、金融庁「金融仲介機能のベンチマーク」が公表された。金融機関や中小企業など関係者の意見も継続的に聞きながら、その円滑な運用を進めること。また今回のベンチマークでは対象外となっているメガバンク等大手銀行についても、その役割にふさわしい中小企業や地域経済に対する貢献を促進するための指標を検討すること。

(14)「金融仲介機能のベンチマーク」の継続性を担保する意味でも、円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」(仮称)を法制化すること。当面、金融庁及び中小企業庁は、各金融機関が実施する事業再生や経営支援、販路開拓など中小企業支援事業の取り組み状況を一覧で公表し、その状況を評価(アセスメント)すること。

6. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を

(1) 中小企業にとって公平・公正な競争環境をつくるため、下記の提案事項に沿って国の指導を徹底する。

① **公共事業の行き過ぎたコスト削減を改め、「国等の契約方針」の適正価格発注の遵守を徹底する。**

独禁法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピング防止に努める。採算を度外視した低入札、ダンピング入札については、発注者は独禁法の「不当廉売」として公正取引委員会への提訴など厳正に対処する。

② **地方公共団体等の公共事業では、最低制限価格を堅持し、予定価格の90%程度に引き上げるよう努力する。**公共事業の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐための適正価格発注に努め、公共工事設計労務単価は実勢価格に即して引き上げる。国においても最低制限価格制度を導入できるように会計法の改正を行う。

③ **公共工事に従事する技能者、技術者の最低賃金を定める「公契約法」「公共事業最賃法」を制定する。**

また、地方自治体においては、ダンピング入札を排除し、公共工事に従事する技能者、技術者の最低賃金を定める「公契約条例」を制定する。

④ **震災復興公共工事の増大で労働者、技術者不足、建設資材の値上がりにより、入札不調が増大している。発注官公庁は市場価格による予定価格づくりでなく、適正な賃金、管理経費、法定福利費を積み上げた適正な予定価格にする。**

⑤ **東京都大田区のように、労務単価を契約後に改めて見直す協議を建設業者らが区に請求できるようにするなどの工夫をする。**

(2) **公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高める。地域に精通した中小企業への受注機会を拡大する。**分離分割発注を拡大し、工事規模に応じた入札参加者の範囲を定め、工種でなく、工事の規模の分割で行う。地方公共団体の工事は地域企業への発注を原則とし、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守する。一般競争入札を地方や中小企業分野に拡大することを抑制する。

(3) **官公庁の一般競争入札基準(全省庁統一資格)は大企業偏重となっており、この基準を公平に見直し、中小企業の入札格付の幅を広げる。**入札基準(等級)を決める付与数値は、年間売上高、自己資本額、流動比率、営業年数等の項目が数値化されるが、「年間売上高」と「自己資本額」で80%を占めており、等級「A」または「B」を獲得するためには年間売上高が200億円以上でかつ資本金が10億円以上でないと困難。このような企業規模至上主義の基準では、技術や経営がいかに優良な中小企業であっても、3,000万円を超える官公庁の事業案件等には競争参加ができないという著しく公平を欠くことになっている。この入札基準を企業規模至上主義から質の評価に改める。例えば、「財務内容の質的评价」および「技術内容の評価」を加え、「年間売上高」と「自己資本額」の構成割合を低くするなど改善措置をとられたい。

(4) 「一般競争入札総合評価制度」の落札業者選定に当たっては、大企業優位に企業規模や工事実績偏重を改め、**中小建設業の地域貢献、地域精通力等を重視すること。**中小建設業が行った大震災復

旧への貢献、防災協定への参加協力、耐震、消防、交通安全、祭り、町会協力などの地域社会貢献を「総合的に評価」すること。発注内容によって、「障害者雇用企業配慮型」「女性活躍企業配慮型」「高齢者活躍企業配慮型」「地域貢献企業配慮型」などの配慮内容を設定し、幅広い企業に機会を提供すること。

(5) 「未来への投資を実現する経済対策」が一昨年閣議決定されたが、**中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対し、市場のルールを守るべく一層厳正・迅速な政策的対応を進めること**。そのために、①独占禁止法の「厳格な運用」をはかり、遵守させる。②公正取引委員会は、ルール違反防止と不公正取引の是正・防止を厳正に実施する。③公正取引委員会の権限の強化と指導の強化を図るとともに、公正取引委員会の職員の増員を進める。

(6) 公正な取引の視点から以下の3点について取引条件の確立を図ること。昨年、下請二法の運用基準等が改正されたが、当面、下請二法の適正な運用に努めるとともに、罰則規定を盛り込むことも検討すること。

①**海外展開、低価格等を理由にした中小企業への一方的な発注の停止、大幅削減、取消、買ったたき、取引条件の変更などの不公正取引の実態を自治体と共同して正確に調査する**。その上で不公正取引発生にたいする適正化措置として、データの公表（企業名公表）を含む情報公開等の緊急対応体制と相談体制の整備を図る。

②公正取引委員会は、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法などの法律に沿って下請取引の実態を調査・監視し、強力に指導して健全な取引環境づくりに努める。**特に、「下請かけこみ寺」では秘匿が保証できない場合、「下請目安箱」のような匿名で告発できるシステムを導入する**。さらに、狭い地域では匿名による申告も難しい場合があり、行政の巡回調査による実態把握や下請法の啓発などを実施する。

③**独禁法の「優越的地位の濫用」による「下請いじめ」規制を発動できるように整備する**。特に、下請企業から声を上げないと調査が入らないシステムを改めて、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくる。また、下請企業は親企業の発注に対応した生産設備・人員を抱え、簡単に転換することができないので継続的下請取引の一方的解除に歯止めをかけることができる措置をとる。

④**下請法を改正し、建設業を適用対象に加える措置を取る**。

(7) 下請代金支払遅延等防止法の厳守等、下請取引適正化と下請中小企業振興法に定める振興基準の遵守を監視する特別の体制をとる。また、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」（大規模小売業告示）を強化し、**納入業者に対する大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を禁止するとともに、納入業者の原材料価格高騰等を事由とした適正な価格転嫁が可能となる環境整備をする**。

(8) 公正取引委員会『優越的地位の濫用ガイドライン』では、「その他取引の相手方に不利益となる取引条件」の想定例として、「取引の相手方が納期までに納品できなかった場合又は取引の相手方が納入した商品に瑕疵があった場合に、当該取引の相手方に対して課すペナルティについて、その額や算出根拠等について当該取引の相手方と十分協議することなく一方的に定め、納品されて販売していれば得られた利益相当額又は当該瑕疵がなければ得られた利益相当額を超える額を負担させること」を優越的地位の濫用の具体例として例示している。さらに、同趣旨のことを「受領拒否」の想定例として例示している。『ガイドライン』を大型店等の取引当事者間などに周知徹底する。

(9) 大企業の支払い条件に、「期日指定の現金振り込み」というケースがあるが、検収翌月起算の6カ

月後入金という企業もある。6 ヶ月も納入した装置は無料で稼動している反面、中小企業は銀行融資を受けて運転資金をつないでいる現状がある。「期日指定の現金振り込み」での入金期日を3 ヶ月以内とする。

(10) 大企業が下請け企業、協力企業への手形発行を行う場合は、手形発行を行う必要性を明記した「理由書」の提示を義務付けること。また「理由書」の公的機関への提出を義務付け、公的機関ならびに手形受取側企業との協議のもと、その必要性が認められたもののみ許可するなど、現在進められている下請代金の原則現金払い化を担保する制度を設けること。

(11) 経済連携協定や2 国間協定等の締結が進められているが、中小企業へ影響を十分に配慮すること。例えば国や自治体の中小企業への発注拡大に影響の出ないようにすること。また ISD 条項のように「地元優先発注」を謳った中小企業振興基本条例や公契約条例を制定した自治体が国際法廷に訴えられる可能性が否定できない条項は、合意しないこと。

7. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築

(1) 地球環境保全と温室効果ガス排出削減目標に向けた取り組み

①地球温暖化対策や暮らしやすい地域づくりにつなげる実例として、ドイツのシュタットベルケ(自治体公社)が約 1400 もある。そこで自然エネルギー事業を立ち上げ、その収益で交通、上下水道、ごみ処理など生活に欠かせないサービスを行っている。その目的はエネルギーも重要だが、仕事づくりと雇用、住民に福祉を提供することにある。このドイツの取り組みを手本にした「日本シュタットベルケネットワーク」が2017年8月に発足して22に自治体と18の企業が参加している。今後の地球温暖化対策や地域再生を目指すためにも、このような**地球温暖化対策や暮らしやすい地域づくりにつなげる各自治体や企業の取り組みを支援する。**

② COP21 において採択されたパリ協定は「低炭素」ではなく「脱炭素」を要求している。日本はパリ協定に基づき、2030 年度 26%削減(2013 年度比)に向けた対策の実施が求められる。その目標実現に向けては、海外からの排出量購入ではなく、事業所数で 99.7%を占める中小企業での排出削減こそ、日本における温室効果ガスの総量削減に貢献する。そこで、**中小企業の CO2 削減の自主的取り組みが社会的経済的に評価される仕組みを構築する。例えば、温室効果ガス排出量取引市場に中小企業が団体やグループ等で参加できる制度を検討する。**その仕組みづくりの検討にあたっては、中小企業の代表を参加させるなど、中小企業の現状を反映したものと

③エネルギー効率をあげていくには、都道府県や市区町村など地域全体でエネルギーの仕組みを再構築する必要がある。**世界首長誓約 / 日本※を推進することを支援するほか、エネルギーの地産地消やレジリエンスに取り組む自治体を支援する。**

※「首長誓約」とは首長のイニシアティブで「エネルギーの地産地消」「温室効果ガスの大幅削減」「気候変動などへの適応」の3つの取組みを誓約し推進すること

④ CO2 削減において、自治体の CO2 排出量のそもそも計算が大変困難であり、地域で CO2 削減に取り組むためには CO2 排出量の計算が不可欠である。全市町村の CO2 排出量やエネルギーバランス表を公表する。もしくは「世界首長誓約 / 日本」事務局では市町村のエネルギーバランス表を作成するツールを開発しているが、そのような自治体や団体、企業等の取り組みを支援する。

(2) 環境保全・自然再生型公共事業の拡大と小規模分散型産業の推進

①中小企業の知恵と人材が活かせる環境保全・自然再生型の公共事業を拡大すること。コンクリー

トによる河川護岸工事を中止し、自然再生型の川づくりを進め、自然を復活させる。地域の防災や雇用に貢献する地域分散型エネルギーシステムづくりやリサイクルの推進に努める。

- ②資源循環型社会の構築に向けて、国・自治体の財政負担を軽減し、環境保全・水循環再生・バイオマス利活用のために合併浄化槽の普及に努める。

(3) リサイクル・廃棄物処理問題

- ①循環型社会形成をめざす一連のリサイクル法の実施にあたっては、一部中小企業に過度の負担とならないよう、生産から流通、消費、リサイクルの各段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムづくりへの見直しを行う。また、このようなシステムづくりにあたっては、リサイクルしやすい製品作りや製品の長寿命化、廃棄物の発生抑制に働くようにする。加えて廃棄物の排出事業者への措置を強化する。
- ②リサイクルの段階では画期的な技術を持ちながら、資金や信用力に乏しい中小零細業者が公平な評価と取り扱いをもって新規参入できるよう、行政が持つ補助金や各種支援制度等との有機的なシステムの構築整備をされたい。メーカーや中古品販売事業者などが一堂に会して、リユース(再利用)・リサイクル(再生)市場育成のためのシステムづくりを行う。
- ③リサイクルは、日本だけでなく、日本を含めたアジアでの広域的な循環が広がっている。有害廃棄物の国境移動につながるような「リサイクル」への規制を強化するとともに、日本以外の国でも適正なりサイクルが行われるような技術援助を行うなど、持続可能な社会づくりに寄与する広域的なりサイクルシステムの整備を急がれたい。
- ④低濃度 PCB 廃棄物については、地域ごとに PCB 廃棄物を一箇所に集め、厳重に管理・保管するような体制を整える。また、**アスベスト対策は緊急の課題**である。公共、民間の建物、個人住宅のアスベスト調査、飛散防止、無害化対策、安全な除去を進め、適切な管理が行われているか監視する。
- ⑤各地域にある焼却施設は、生ごみを分けることで焼却炉を傷めず、燃料消費も少ない。生ごみの分別を一層進めるとともに生ごみのバイオマス利用の促進を進める。また、焼却施設はコージェネレーション施設として発熱や熱供給の可能性もある。また、下水道処理施設もバイオマス活用としての可能性は高い。**各施設の整理や施設更新には再生可能エネルギー施設として整備を求める。**

(4) 空き家対策

住宅ストックが約 5,000 万戸あるなかで空き家は 820 万戸もあるが、環境保全型・自然再生型の観点でも空き家問題は大きい。空き家は建物があると土地の固定資産税が 6 分の 1 となり、解体せずに空き家のままにしている建物も多い。空き家対策措置法では特定空き家等に対する固定資産税の特例からの除外ということがあるが、解体を促進するには、**解体しても一定の期間土地の固定資産税が 6 分の 1 となるようにする。また中古住宅市場の抜本的拡充をめざし、中古住宅の評価認証制度、新築住宅の長寿命化や高付加価値化をいっそう進める。**

(5) 小規模分散・地域密着型環境ビジネスの育成と環境共生型企业への支援

環境保全型の製品開発や、ISO14000、エコアクション 21、その他環境マネジメントシステムの取得、環境保全対策の推進など環境共生型企业づくりを進めている中小企業に対しては、技術開発や設備投資資金、さらには既存技術を組み合わせたシステムづくりについても積極的に支援する。

環境に配慮した製品の育成・需要喚起のために、環境に配慮した製品の競争力を高めるための資源大量消費型製品へのペナルティ(制裁金)などの措置を講じる。また、地域内資源循環や、究極的に廃棄物をなくすゼロエミッション型環境ビジネスを推進する地域ネットワークづくりを支援する。

(6) 国内及び海外の環境規制に関する機敏な情報提供体制の整備

「予防原則」の考え方にに基づき、欧州連合 (EU) は、鉛やカドニウムなど 6 物質の電気・電子機器への使用を禁止する RoHS (ローズ) 指令や新しい化学物質管理システム「REACH (リーチ) 規制」を実施している。環境省は、国内及び海外の環境規制に関する情報提供体制を早急に整備する。中小企業は、世界を視野に置いた機敏な情報収集には限界があり、情報提供体制の整備が強く求められている。

(7) 環境保全・自然再生における国土(水源や山林など)の土地取引規制の強化を

環境保全や自然再生において、重要な水源、山林、島嶼部などの外国籍の個人・法人の買占めなどが問題となっている。そのため、**国土として保全するための重要な地域を指定し、所有権移転の制限や土地売買、利活用の国土法における土地取引規制の強化を検討する。**

8. エネルギーシフトで原子力・化石燃料に依存しない持続可能な社会を創造する

(1) エネルギー政策を大転換し、エネルギーシフトで原子力・化石燃料に依存しない持続可能な社会を創造する。2016 年 4 月に経済産業省は「エネルギー革新戦略」を策定し、エネルギーの地産地消を進めるとある。政府は 2030 年度までに、2013 年度比で温室効果ガスの排出を 26%削減し、2050 年には 80%削減する目標とあるが、日本も国民的世論と議論を踏まえ行動目標を決めること。また、省エネルギーと再生可能エネルギーの開発・転換及び原発の計画的廃炉化を目指すうえで大きな役割を担う中小企業を位置づける。そのためにも、地域でエネルギーの自立をめざしていく。特に**環境・エネルギー分野についての持続可能な開発目標 (SDGs) の周知を図るとともに、SDGs に基づいて行っている中小企業や自治体等の支援を行う。**

(2) エネルギー問題の解決とエネルギーシフトの推進のために次のことを要望する

- ① エネルギー自給率を上げていく必要がある。地域でのエネルギーの地産地消を進め、取り組む自治体や企業、グループなどを支援する。
- ② 原子力発電所については、**安全性や放射性廃棄物処理等において未解決の問題が大きいことを考慮して、原子力発電に頼らない方向をめざす。また東京電力福島第一原子力発電所の問題解決とともに、放射性廃棄物処理をどのように最終処理するのかについて国が見解を示すことを強く求める。**
- ③ ポスト 2030 年の水素社会戦略で再エネや未利用エネルギーは日本においてもかなりのポテンシャルがあり、**水素を海外からの輸入に頼ることなく、国内においても水素を生産・調達できるよう産業の創出や中小企業も参入できるように支援する。**
- ④ 電力・ガス会社は徹底した企業努力を行い、電気・ガス料金の値下げを求める。その上で、国は、**【1】電力料金の総括原価方式は廃止すべきである。【2】50 ヘルツ・60 ヘルツの統一を実施すべきである。地域における地域熱供給システムの普及を支援する。**
- ⑤ 2020 年 4 月から電力とガスを融合した市場に再編となるが、**石油や水素を含めてエネルギー供給体制を大規模集中型から地域にある資源を活用して小規模分散型エネルギー生産の戦略を重視した体制に移行する。**
- ⑥ 固定買取価格 (FIT) は各国とも再生可能エネルギーの進展に大きな役割を果たしてきた。日本でも FIT 導入後、再エネ導入が飛躍的な伸びを示してきた。**日本でも再エネを優先接続・優先給電する仕組みを構築する。**加えて、8 条委員会にて電気・ガス取引をしっかりと監視を行うこと。また、再エネ事業の認定要件に、事業用太陽光に限らず、すべての再エネ事業に対し、事業

場所（用地）の確保を要件とする運用とすべきである。

- ⑦太陽光や風力、バイオマス等の自然エネルギーや文化的資源など地域の固有資源の産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官民（市民）・金融の連携で支援する。
- ⑧エネルギーの需要を無理なくスマートにコントロールする「エネルギーマネジメント」を、家庭や中小企業などの消費者が利用できるようにする。そのため、多様な料金メニュー、サービス、電源の種類等を選べるよう、**エネルギーパスの導入、スマートメーターの導入促進、スマートグリッド（次世代送配電網）を構築する。また、IoTを活用したエネルギー産業の創出について、IoT技術を中小企業や小規模企業が活用できるような仕組みを構築する。**
- ⑨新しい再生可能エネルギーの実用化に向けた技術開発を進め、再エネ事業の実情に合わせた合理的かつ実効性ある環境アセスメント制度の新設などを含め環境アセスメントのさらなる改善を求める。**地熱や風力、中小水力発電を進めるための合理的でない無意味な規制も存在し、さらなる規制緩和、規制改革の実施を求める。**
- ⑩エネルギーの使用の合理化等のベンチマーク制度の流通・サービス業の拡大にあたっては、流通・サービス業は事業用建築物の賃貸で営業している形態も多く、事業用建築物のオーナーによる建物の省エネリフォームや設備機器の更新によることが大きい。事業用建物の省エネ改修や熱効率改修などすすめるような施策と、中小企業の声を聞くことが必要である。
- ⑪中小企業の省エネ強化にあたっては、設備単位の省エネ投資の支援とともに、生産・営業する建物・工場などの建築物の省エネ改修やエネルギー効率をあげることが必要であり、住宅と同様に、高効率な窓、サッシ、遮熱や断熱工事など省エネ改修やコージェネレーションシステム導入への支援のほか、廃熱利用、地中熱や地下水利用、周辺地域の住宅へのエネルギー供給を可能にさせるなどの規制改革が必要である。
- ⑫エネルギー消費の削減では、**エネルギー消費の低減や労働環境の改善も含めて深夜や休日祝日営業などの業種による規制を検討する。**

(3) 再生可能エネルギーの「熱利用」の促進

- ①再生可能エネルギー利用は発電に偏っている面がある。ドイツには再生可能エネルギー熱法があるが、日本においても熱利用に関する基準や目安などを明確にすること。木質バイオマス発電が増加しているが、現在発電による売電のみで同時に発生している熱の利用がなされていない。**熱供給の配管の整備をする際に、公道を通る場合、許認可などが受けられない場合が多い。事業所・工場等の廃熱・未利用エネルギー、地熱・地中熱などの地域資源や再生可能エネルギーを活用する場合、許認可の条件や規制を緩和すること。**
- ②日本では、ビル管理法において温度を 17℃以上 28℃以下としているが、一般住宅における室温に関する規定はない。そのため一般住宅でのエネルギーが無駄に消費されている。室温はヒートショックを起こし生命の危険もあることから、**一般住宅における室温に関する目安、省エネ基準の整備を進める。**
- ③住宅・ビルのゼロエネルギー化の推進にあたっては、個々の建築物の ZEH ガイドラインとともに、周辺の住宅やビルなどで小規模分散型の電気と熱エネルギー供給をコージェネレーションシステムの導入が必要である。**災害復旧・整備におけるグループ補助金のように地域やエリアでのゼロエネルギー化や省エネ改修、コージェネレーション導入などグループやエリアでの取り組みを支援する。また、中小企業の仕事づくり、省エネ技術の向上につなげる。省エネ住宅へのリフォーム支援などを特に実施する。**

(4) 持続可能な地域社会づくりと農林水産業の保全

- ①国は「森林・林業再生プラン」を発表し、森林・林業政策を全面的に見直して木材自給率を現在の34.8%から2020年までに50%以上に引き上げるとしている。「プラン」の具体化に当たっては、地域の中小企業が参画して新しい仕事づくりにつながり、未利用材の更なる活用、地域木材の建材化など地域経済の活性化と資源循環型社会の構築に資するものとする。
- ② CLT（直交集成板）など、新たな製品・技術の開発・普及や取り組みが未利用材など地域材の活用、また木材利用とともに、省エネルギー技術の導入、木質の窓枠など**エネルギーシフトの関連からの設計者・技術者・担い手の育成を進める。**
- ③ TPPにおいては、地域の農林水産業が多額の打撃を受ける可能性がある。特に、次世代の若手経営者がやる気を起こす政策をとること。

(5) 次世代経営者・技術者育成のために次のことを要望する。

農業分野の雇用事業として「次世代経営者育成」や「雇用就業者育成」を支援しているが、これを農業に限らず対象業種を広げる。また、**エネルギーシフトを実現する社会的仕組み、教育制度を充実させる。**都市計画から省エネ住宅、コージェネレーションや地域冷暖房、再生可能エネルギーなど諸技術を研修するとともに、総合的に捉える人材を輩出する。

9. 中小企業を取り巻く採用と教育環境の重視

(1) 中小企業と教育

「中小企業憲章」は、「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」と述べている。その具体化のため、以下のことを要望する。

- ①青年や子どもたちが健全な労働観や地域社会観を形成していく一つの機会として**中小企業での職場体験・インターンシップを小学校・中学校・高等学校・大学の授業の一環に組み込むこと。**また、日本のものづくりの機能を保全するため、中学校以上の教育に、技術・技能教育を積極的に取り入れる。オーストラリアは1990年代後半以降、中等学校のなかに職業教育訓練の科目を設置し、現在、連邦全体の中等学校の9割以上が設置している。外部の職業教育訓練機関との連携を検討する。
- ②**大学生・専門学校生等のインターンシップ制度の実施にあたっては、仕事のノウハウを覚えるという狭義の職業教育にするのではなく、学生が働く意味や生き方を学ぶ機会となるような教育理念のもとで行うように指導する。**また、学生に混乱と負担を招いている「ワンデーインターンシップ」について、実状は会社見学や企業説明会の要素が強く、本来のインターンシップのあり方からはかけ離れている。ワンデーインターンシップという呼称を止め、明確に切り分けること。
- ③長期的視野に立って人材を育成するためには、教師、父母、行政、企業経営者等が協力し合い、地域内で共に努力を積み重ねることが必要である。そこで、これら四者による懇談会やシンポジウムなどの試みに対して積極的に支援すること。学校評議員制度の実施にあたっては、地域の企業経営者の任用を検討する。
- ④**学校教育等では中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教える。**その一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすること及び教師が中小企業の現場で研修することを積極的に計画する。徳島県教育委員会が、小中高校と特別支援学校の新任教員を対象に、県中小企業家同友会の会員企業等での職業体験を導入していることが注目される。就業体験を通じて教員自身の社会性

を高め、児童生徒が社会的に自立するための指導の充実につながる効果が期待される。

- ⑤大学のあらゆる学部・学科が中小企業講座を増設することを支援し、大学生が誰でも中小企業について学ぶことができる環境を整備する。

(2) 教育費負担の軽減について

大学の授業料は年々値上がり、家計における教育費の負担が高まる中、大学生の2人に1人は奨学金を利用しており、返済による負担から自己破産の件数は1万件にも上っている。給付型奨学金は2018年に本格導入されるが、対象は住民税非課税世帯で1学年2万人、月2～4万円である。住民税非課税世帯で1学年6万人の進学者がいることや、学生の負担額を考えると対象人数・給付額はまだまだ不十分である。大学の授業料引き下げを実施するとともに、欧米水準の給付型奨学金制度の整備、拡充を図ること。

また、これまで学校を卒業した学生の奨学金の金利負担を含めその返済が厳しい状況になっている。学生の奨学金返済について、奨学金の償還をなるべく学生に負担をさせないような制度の創設、自治体への支援や有利子部分を負担するなど含め、特段の便宜を図る措置をとること。

(3) 中小企業や地方自治体への支援

中小企業では若者の採用ニーズが高い一方で、学生などは大企業・公務員志向がいまだに強い。優れた中小企業であっても人材確保難は深刻である。日本の企業の99%、働く人の70%が中小企業という現状を踏まえ、就職先としての中小企業イメージの強化に向けて政府一体となって取り組む。また、企業の魅力を積極的に発信、採用につなげている企業や地方自治体を支援する。これらをいっそう強力に進めるうえで、厚生労働省、文部科学省、経済産業省など若者の雇用やキャリア教育を進めている省庁の横断的な取り組みが望まれる。

(4) 若年の就労支援の抜本的な強化

15～39歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない若者無業者は依然として77万人(平成28年)前後で推移している。若者無業者の就労を支援することは人材不足解消への一助だけでなく、所得格差の是正や社会保険等にも大きな影響を与える。職業訓練プログラムと失業給付制度を充実させることで職とスキルのミスマッチの減少を達成したデンマークに学び、日本でも若者に対する職業訓練と失業給付制度等のセーフティネットを抜本的に充実するなど、若者の就労支援を強化すること。それを通して中小企業の労働市場への人材供給が促進されることを期待する。

(5) 就職活動のルールについて

一部経済団体が就職活動ルールを主導する現在のあり方に問題がある。企業・学生・大学の幅広い代表が参加できる協議の場をつくり、規範意識を醸成し、ルールの実効化を図る。中小企業の実態と声がルールづくりに反映されることが重要である。

また、厚生労働省では、3月1日より採用に関する広報活動を解禁し、6月1日以降に採用選考活動としているが、ハローワークでは3月1日より求人の受理を開始し、公開は6月1日となっている。ハローワークでも3月1日より情報公開をするよう求人の受理を早めることを求める。

10. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために

(1) 安心して働ける社会保障・労働環境の整備と中小企業の負担軽減を

- ①賃上げによる個人消費の増大を通じて日本経済の本格的な景気回復が期待されている。一方、社会保険料の従業員と事業主の負担の増大は中小企業経営を直撃する。協会けんぽの財政悪化により、保険料率は連続して引き上げられた結果、10%（全国平均）に達する。協会けんぽへの国

庫補助率は、時限措置として 16.4%になっているが、**健康保険法の本則上限の 20%へ引き上げ、中小企業の負担軽減を図ること。**

②雇用拡大・賃金引き上げに意欲があっても**社会保険料の負担の大きさから躊躇する企業は多い。社会保険料は社員一人あたり給与の約 15%にあたりキャッシュフローへの影響は大きい。新規雇用や給与引き上げなど実施した場合における社会保険料負担への助成制度創設を求める。税と社会保障の一体改革の中で、社会保険の事業所負担などの一部免除等も検討すべきである。**

③政府は「働き方改革」を推進している。他の先進国と比較して長時間となっている労働時間の短縮を進めることや雇用形態（正規・非正規）や男女、企業規模などによる賃金格差を是正することは、社会的に望ましい方向と言える。一方、中小企業への過度な負担増を危惧する声や、政策の実効性について懸念する声も少なくない。「**中小企業への影響を考慮し政策を総合的に**」**進めることを謳った中小企業憲章の立場で政策を検討すること、また中小企業の労働環境改善の障害となるような不公正な取引環境などを是正していくことが不可欠である。**

「働き方改革」の一環として「同一労働同一賃金」のガイドライン（指針）案が公表されたが、今回提示されたものは企業内での正規社員と非正規社員の問題のみを対象としたものであり、不十分な内容となっている。本来、企業規模間格差、男女間格差の解消なども含めた「同一価値労働・同一賃金」が検討される必要がある。中小企業関係者も含め広く国民的論議を進めること。

また、労働分野の規制緩和・雇用改革の動きがあるが、「雇用」に対しては、非正規化、雇用の細切れ化など雇用の不安定化の進行、そして「ブラック企業」の横行による労働条件の切り下げスパイラル化など懸念がある。中小企業の声をよく聴くこと。プレミアムフライデーについては、中小企業などの負担増を懸念する声もあり、慎重に検討すること。

④政府は副業・兼業の環境整備を進める方針であるが、長時間労働を助長しかねないなどの懸念も多い。本来は副業・兼業をしなくても豊かに生きられることが原則であり、慎重に検討すること。

⑤年金制度の抜本の見直しが検討されているが、老後の不安なく、安心して働き続けることのできる年金制度の構築を求める。年金をはじめ社会保障制度の拡充は、個人消費を回復させ、内需回復への牽引力ともなる。

a) 当面、国民が安心して老後を迎えられるような最低限の基礎的年金については、これ以上の社会保険料の引き上げではなく、国庫負担率 2 分の 1 への引き上げを直ちに実施し、年金水準の拡充を図る。年金制度の抜本の見直しにあたっては、膨大な積立金の運用実績の情報公開を徹底して行うなど、現在の年金制度の問題点を具体的に国民に明らかにしながら、その積立金の取り崩しも含め、年金、医療、介護保険など安心して働ける社会保障制度全体をどう構築していくか、早急に提言し、国民的論議を起こしていく。

b) 中小企業退職金共済は、予定利回りを引き上げるなど退職金額を引き上げ、魅力あるものとする。

⑥労働時間短縮の推進が求められるが、中小企業の経営実態に配慮し、労働時間短縮のための環境整備を推進する。「職場意識改善助成金」等の制度はあるものの、これにとどまらず中小企業の時間短縮については、自企業の企業努力だけではなく関連企業・業界の協力、取引慣行等の転換が必要要件となっている。そこで、a) 省力化投資等に積極的な支援策を講じる、b) 取引慣行を見直して業種ごとに労働時間短縮を促進する施策を行う、c) 発注方式等取引改善指導事業、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の運用強化等、労働時間短縮のために下請取引適正化施策の一層の強化を図る。

- ⑦**景気変動時において雇用調整助成金を以前の水準に戻すこと**。国は雇用悪化に歯止めをかけるため、2008年12月には、中小企業に対する助成率（事業主が支払う休業手当などに対する助成割合）を3分の2から5分の4に引き上げ、2009年6月には、支給限度日数を3年間150日から300日に延長した。また、2009年2月には、過去にこの制度を利用したことがある場合、その期間満了の日から1年を超えないと利用できないという制限（クーリング期間の要件）を撤廃するなど、助成率引き上げ、要件緩和をしたため、2009年度には約80万事業所が6,535億円を使うなど、全国の企業の多くが利用、要件変更後のこの制度は景気変動の影響から雇用を守る生命線としての役割を果たしてきた。ところが、景気回復と安倍政権による「雇用維持型から労働移動支援型への政策転換」を理由に、各種要件は2013年12月1日からリーマンショック前の水準に戻されてしまった。世界経済の不安定性が高まることが見込まれる中、今後の景気変動等において以前の水準に戻すことを検討されたい。
- ⑧短時間労働者に対する社会保険の適用拡大については、2016年10月から従業員数501人以上（現行の被保険者基準で適用となる被保険者数）に適用され、2017年4月から従業員500人以下も任意の適用拡大となり「3年以内に対象を拡大する」としている。今後は中小企業とパート労働者の意見を十分に聴き、慎重に対処するべきである。
- ⑨労災保険の民間開放への動きがあるが、労災保険制度は労働災害にあった労働者に対する企業の補償を確実なものとするための制度であるとともに、労災事故を予防するためにも重要な制度である。そこで、この制度変更の検討に当たっては、労働者の約7割が働くとともに、危険有害業務を引き受けることの多い中小企業との意見交換も密にしながら、労働者が安心して働ける労働環境を実現できるものとしていく。また、希望するすべての中小企業経営者が労災保険の適用を受けられるよう、特別加入制度について周知徹底を行う。
- ⑩**健康保険・厚生年金保険の標準報酬の範囲から通勤交通費を除外する**。通勤交通費は実費弁済的性格の強いものであり、一定額以上は保険料率に加算しないようにする。
- ⑪雇用保険の被保険者資格を経営者の家族へも適用すること。一般には、経営者とその家族は雇用保険に加入できない。しかし、家族は、「同居の親族」雇用実態証明書を提出し、家族の労働者性を証明でき、雇用保険を経営者の家族へも適用することができる場合があり、これを拡充する。

(2) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境の整備

- ①公的機関が高齢者の多様な就労ニーズを高齢社会のテンポにあわせて実現させるための環境整備を図る。リタイヤした中高年齢者の技能・スキルを中小企業経営や地域づくりに活かす施策を検討する。
- ②高齢者の日常生活を支援するために、住宅、設備の修理や改修、掃除などを公的に援助することにより安価に利用できる制度を行政と中小企業とがタイアップする方式で設ける。その際、能力や技能のある高齢者を優先的に活用する。

(3) 育児・介護休業制度と保育所の拡充等による女性の社会進出支援

2016年3月、2017年10月に育児・介護休業法が改正され、育児・介護休業制度の拡充も進みつつあるが、保育所の待機児童問題は依然として深刻である。望まぬ育休延長を余儀なくされるのは、働く意思を持つ社員の意欲を削ぐことになるだけでなく、復職の体制を整えた企業にとっても条件整備にかけたコスト等、大きな損失となる。早急に抜本的な保育所整備を進めること。

また、より実効性のあるものとするために、育児・介護休業制度を単体でなく、介護政策や保育政策と連動させて拡充していくこと。

さらに、利用者のニーズに対応した保育施設・学童保育所の増設・充実と保育士や指導員の確保、在宅介護支援制度の充実、家事代行サービスへの補助制度、長期に就労から離れる女性に対して社会復帰をはかるための教育訓練など施策を充実させる。

介護休業制度では、短時間勤務との組み合わせや期間の上乗せなど、それぞれの介護の実情に合わせた柔軟な介護休業制度とする。休業給付金の支給も、その実情に合わせ、支給日数の延長や給付額の引き上げなど一層の拡充を図る。また、介護者が昼間安心して働けるよう、介護保険などを活用した在宅介護サービスの充実を図る。

女性の社会進出を推進するためには、①働き方の見直しや意識改革の推進、②男性のワーク・ライフ・バランスの推進、③男性の家事や子育て、介護への参画推進などが欠かせない。それらに積極的に取り組む中小企業への支援を強めること。

(4) 障害者の就労環境の整備と雇用の促進

2014年の障害者権利条約批准から、2016年4月に障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務づけられた。合理的配慮の提供は社会のさまざまな局面で生じる矛盾を克服する際によって立つもっとも基本的な考え方である。こうした視点に立ち、就労意欲のある障害者の雇用促進に取り組んできた中小企業の役割を重視するとともに、共生社会の実現に向け、以下を提言・要望したい。

① 障害者の雇用状況の調査とその公表

障害者の雇用の実状が正確にとらえられるように、従業員規模45人以下の中小企業における障害者の雇用の状況も毎年調査し、発表する。

② 障害者の自立支援のための総合的な地域連携の強化

地域で生活し働く障害者の自立を支援するために、地域における中小企業（団体含む）が福祉分野や行政、障害者団体とも連携し、工賃倍増支援と一般就労が一体化して取り組める自立支援のネットワークの確立と運用をする。

③ 精神障害者の雇用義務化に向けた支援を

精神障害者の雇用を社会全体で進めるにあたり、中小企業も含め雇用企業の実態を把握した上で、実効性のある施策の整備を進める。

④ 中小企業における障害者雇用促進のための支援策の拡充と利用手続きの簡素化・柔軟化

企業として合理的配慮の提供における設備投資等に支援策を検討する。

短期間の職場実習の利用を考え、中小企業の声を反映させながら柔軟かつきめ細かい支援策をたてること。法定雇用率での雇用を求められない従業員規模45人以下の中小企業にも対象を拡げるなど支援策を拡充する。

助成金などの適用にあたっては、障害者雇用を前提として施設の設置や整備を行った場合、雇用前であっても助成金の対象とする。また、ハローワークを通したものではない地域での障害者雇用（トライアル雇用含む）についても、助成金の対象とする。

⑤ 障害者雇用納付金制度の見直しについて

納付金制度は法定雇用率を超過達成している100人以下の企業に対しても、100人を超える規模の企業と同一基準で雇用調整金を支払う。

⑥ 中小企業が一般就労に取り組むための事業所への支援

就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、B型事業所については、中小企業との地域的な連携により一般就労への移行を仕組み化することができる。中小企業がさらなる一般就労に取

り組むためにも、一般就労移行者数など事業所の事業性を評価し、加点・加算による支援策を行う。また、事業の適正による認可基準を整備する。

(5) 外国人研修・技能実習制度の拡充

外国人研修生・技能実習生受入事業の充実として、支援措置の拡充ならびに研修生の入国手続きの簡素化等環境整備を図る。外国人研修生・技能実習生の宿泊施設、住宅の提供、住宅の斡旋、労災保険や健康保険等の制度の充実を図る。学業を終えた留学生を企業が雇用する意思がある場合、就労ビザの取得ができやすいように在留資格の要件等を緩和する。なお、老齢年金の給付に結びつくことが少ないにもかかわらず、本人と会社が負担する技能実習生の厚生年金については廃止する。

一方、一部の外国人技能実習生が劣悪な労働環境のもとで過酷な労働を強いられていることを懸念する声もある。2016年に制定された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（技能実習法）に基づく認可法人である「外国人技能実習機構」の認知度を高め、全ての外国人技能実習生が気兼ねなく利用できる環境を整えるとともに、受入企業側の意識の向上を図ること。

11. 女性の起業家を増やし、事業を維持発展させるために

(1) 女性の起業支援、経営支援のワンストップサービスの充実を

女性による起業・創業の支援として、起業の準備段階からの相談、資金提供、起業後の経営の安定・拡大のサポートまでのワンストップサービスを総合的に行うことが重要である。

各自治体や機関における中小企業・小規模事業者向けの起業・経営支援窓口の設置促進や支援策のいっそうの充実を図るとともに、女性起業家の多様なニーズや現状に対応したものとしていくこと。また、仕事と家事・育児・介護の両立支援策の拡充やファミリー・サポート機能との連携、各支援機関で蓄積された情報を共有し生かす仕組みの構築、女性起業家、女性経営者の声を反映した専用窓口の設置など、相談しやすい時間帯や場所、手段、周知方法などを考慮すること。

(2) 政府調達目標の一定部分を女性経営者の企業に

アメリカでは政府調達規則に基づく中小企業向け特別枠制度があり、連邦中小企業庁(SBA)のもと、連邦政府機関の「民間調達」総額のうち女性経営者(WOSB)5%(元請契約金額)を確保する数値目標を設定し、女性の経営する中小企業からの調達を義務づけている。

日本において2016年に決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」の公共調達に関しては、主にワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を対象としているが、女性経営者支援の観点から女性経営者への明確な調達目標を設け、事業の機会を積極的に配分し、経験と実績の蓄積を促していただきたい。

(3) 「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」の活用を

女性の活躍を推進する国際的な原則である「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」(国連、国連グローバル・コンパクト(GC)、国連婦人開発基金(UNIFEM)(現UN Women)の共同作成による7原則)は経済的な女性の活躍を推進する上で重要な視点を提供している。施策の策定にあたって、この原則を活用すること。

また、SDGsの目標5では、男女間の不平等な力関係を改善し、持続的かつ実質的なジェンダー平等を掲げ、発展を阻む構造的な課題解決を掲げている。女性の活躍推進はSDGsで掲げる他の目標達成における鍵ともなっており、これらの国際原則や目標を意識した施策等を講じていただきたい。

(4) 男女がともに仕事と子育て・生活を両立できる社会的な環境整備の促進を

女性起業家においては、起業前後を問わず家事や育児の負担が重く、開業前の勤務キャリアが男性起業家に比べて乏しい傾向にある。一方で経営者が女性の場合は女性の従業員を雇用する割合が高く、従業員の事情にあわせて働ける環境づくりに積極的な傾向にあることが、これまでの調査等（日本政策金融公庫調査 2013、中小企業白書 2014）によって明らかにされている。

女性起業家をはじめ、女性の活躍推進には、家事・育児・介護に関する支援制度やサービスの充実とあわせて、家事などの無償労働の価値を公に評価し、男女ともに参画していけるよう意識改革が急務である。

12. 清潔な政治・行政の確立と武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄

(1) 政治腐敗を招く根元である政党への企業献金・団体献金は禁止する。政治・行政に対する国民の信頼を回復させるために、公務員倫理の確立と厳正な実行、高級官僚の関連業界への天下り禁止、国民への情報公開などについて、さらに真剣な努力を行う。

(2) 中小企業は第 2 次世界大戦を通して「中小企業は平和でこそ発展する」という教訓を得た。中小企業家同友会は「三つの目的」において「中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざす」と明記している。

戦後 70 年以上経て、中国などアジア諸国との経済関係がいっそう緊密となる中で、平和裏に経済活動に専心できる環境づくりが国の内外で切望される。日本国憲法の平和理念にのっとり、国際社会の平和のために日本の役割をいっそう強化すべきである。国際紛争は国連を通じて平和裏に解決する努力が求められている。

13. その他

(1) IR 法施行は見合わせること

「観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものである」として、パブリックコメントでも約 7 割が反対意見だったにもかかわらず、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR 法）」が可決され、実施法案が出された。そもそもギャンブルでは地域内循環にはならず、地域振興につながらない。反社会的勢力の介入、風紀の乱れや治安の悪化、「ギャンブル依存症」の増加が危惧される。十分な議論と国民的理解を得る努力が大前提であり、本法施行は見合わせるべきである。

(2) 通関業の立て替え払いの是正について

通関業者は輸入業者の代理で輸入申告をするが、その際業界の悪しき慣例として通関業者が関税・輸入消費税を立て替えることがある。その立て替え金額が尋常でなく、そのための資金繰りで中小企業では困難な状況になる。輸入業者が直接納税する仕組みを大企業から広く勧めること。また、輸出入者符号にかえて法人番号を入力するようになったものの、直接納税する仕組みへの早期実現を撰に期待する。例えば、輸入申告書を作成する際に、輸入者名義の口座しか入力できないようにする。

(3) 中小企業に期待されている役割に比べ、実態の諸側面を定量的に調査した各種統計の整備・公表が遅れているので、速やかに改善する。

以上

中小企業家同友会所在地一覧表

中小企業家同友会全国協議会 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F TEL03-5215-0877

同友会名	〒	所在地	電話
北海道中小企業家同友会	060-0906	札幌市東区北6条東4丁目8-44 札幌総合卸センター8号館	011-702-3411
青森県中小企業家同友会	030-0931	青森市平新田字森越12-28 2F	017-752-0171
岩手県中小企業家同友会	020-0878	盛岡市肴町4-5 岩手酒類卸ビル3F	019-626-4477
宮城県中小企業家同友会	983-0852	仙台市宮城野区榴岡1-6-3 東口鳳月ビル4F	022-355-2771
秋田県中小企業家同友会	010-0965	秋田市八橋新川向4番23号 みどりやビル2F	018-867-7471
山形県中小企業家同友会	990-2461	山形市南館3-26-26 スタジオ・アヴァン102	023-645-5500
福島県中小企業家同友会	963-8022	郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館5F	024-934-3190
茨城県中小企業家同友会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3F	029-243-8230
栃木県中小企業家同友会	321-0968	宇都宮市中今泉2-3-13 小山ハイッ103	028-612-3826
群馬県中小企業家同友会	371-0013	前橋市西片貝町1-300-5 ルアン第二ビル4F	027-232-0001
埼玉県中小企業家同友会	338-0001	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ10F	048-747-5550
千葉県中小企業家同友会	260-0015	千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル7F	043-222-1031
東京中小企業家同友会	102-0074	東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F	03-3261-7201
神奈川県中小企業家同友会	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル3F	045-222-3671
山梨県中小企業家同友会	400-0047	甲府市徳行3-9-28 中村ビル	055-236-5537
長野県中小企業家同友会	380-8553	長野市若里4-17-1 信州大学工学部キャンパス内 信州科学技術総合振興センター2F	026-268-0678
新潟県中小企業家同友会	950-0926	新潟市中央区高志1丁目3-21	025-287-0650
富山県中小企業家同友会	930-0827	富山市上飯野25	076-452-6006
石川県中小企業家同友会	920-0059	金沢市示野町南52 AKビル3F	076-255-2323
福井県中小企業家同友会	918-8205	福井市北四ツ居1-34-19 サンリードビル1F	0776-54-9699
静岡県中小企業家同友会	420-0857	静岡市葵区御幸町8 静岡三菱ビル6F	054-253-6130
愛知県中小企業家同友会	460-0003	名古屋市中区錦3-6-29 サウスハウス2F	052-971-2671
三重県中小企業家同友会	510-0066	四日市市南浜田町2-14 水谷ビル3F	059-351-3310
岐阜県中小企業家同友会	500-8259	岐阜市水主町1-176-2 ピースランドビル3F	058-273-2182
滋賀県中小企業家同友会	525-0059	草津市野路8-13-1 KE草津ビル1F	077-561-5333
京都中小企業家同友会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4F	075-314-5321
大阪府中小企業家同友会	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル4F	06-6944-1251
兵庫県中小企業家同友会	651-0087	神戸市中央区御幸通6-1-20 GEETEX ASCENT BLDG 9F	078-241-1230
奈良県中小企業家同友会	630-8215	奈良市東向中町6 奈良県経済会館407号室	0742-25-5660
和歌山県中小企業家同友会	640-8158	和歌山市十二番丁60-1 デュオ丸の内2F	073-422-3782
鳥取県中小企業家同友会	683-0804	米子市米原5-3-20 相野ビル2F	0859-30-2603
島根県中小企業家同友会	690-0056	松江市雑賀町227	0852-59-5970
岡山県中小企業家同友会	700-0936	岡山市北区富田29	086-222-7473
広島県中小企業家同友会	730-0037	広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ8F	082-241-6006
山口県中小企業家同友会	753-0211	山口市大内長野776-2	083-941-5741
香川県中小企業家同友会	761-0301	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル4F	087-869-3770
徳島県中小企業家同友会	770-8056	徳島市問屋町43	088-657-7363
愛媛県中小企業家同友会	791-8057	松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ内	089-968-3112
高知県中小企業家同友会	780-0082	高知市南川添14-10 中尾ビル2F	088-882-5581
福岡県中小企業家同友会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル11F	092-686-1234
佐賀県中小企業家同友会	840-0015	佐賀市木原3-15-1 (株)ギョートク内	0952-27-7856
長崎県中小企業家同友会	850-0875	長崎市栄町1-20 大野ビル5F	095-822-0680
熊本県中小企業家同友会	860-0834	熊本市南区江越2-1-7	096-379-8101
大分県中小企業家同友会	870-0888	大分市三ヶ田町3-4 ステラ・コレテ2-D	097-545-0755
宮崎県中小企業家同友会	880-0915	宮崎市恒久南3-3-2 恒吉ビル2F	0985-50-3665
鹿児島県中小企業家同友会	890-0056	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル201号	099-259-1070
沖縄県中小企業家同友会	901-0152	那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター603	098-859-6205